

分化会3「からだ・こころ(3)運動器検診・スポーツ障害」
中学校武道と運動器検診

第43回 全国学校保健・学校医大会
平成24年11月10日(土)
ホテル日航熊本

医療法人社団天徳会 北本整形外科
柴田 輝明

林整形外科
林 承弘

はじめに

- 埼玉県で、平成19年度から平成23年度まで学校における運動器検診を行った。
- その結果、運動器疾患・障害のみならず運動器機能不全(低下)の子供たちが多く認められた。両肩が180度上がらない、両肘の動きのバランスが悪い、片足立ちができないかフラフラする、しゃがみこみができないか後ろに倒れる、脊柱前屈で指が床に届かず、身体が固い児童生徒が多く見られた。
- このように運動不足等による運動器不全の子供たちの予防体制を確立する必要がある。



小学校運動器検診の手順

(運動器機能・検診チェックの基本的動作)



-
0. スタート地点
気をつけ
 1. 歩く
(相談区の前まで)
 2. 気をつけ
(相談区の前で)
 3. 起立して両手を上げる
(両上肢を伸ばして)
 4. 両手を横に広げる
 5. 両腕を前に伸ばす
 6. 両肘を曲げる
 7. 両肘を伸ばす
 8. 両肘を伸ばして手の平を
回す(内・外)
 9. 両指を曲げ伸ばし
(クーパー)
 10. 両手首の曲げ伸ばし
 11. 片足立ち(右・左)
 12. 手を伸ばしてしゃがみ込み
(かがとをついて)
 13. 腕を伸ばして
手を合わせる
 14. 体の前かがみ。
側わんチェック
 15. 体の前かがみ。
(床に指をつける)
 16. 体をそらす
 17. 気をつけ
 18. 礼、おじぎ
(検診終了)



二次検診(運動器検診)の流れ

0. スタート地点 気をつけ 1. 歩く (検診医の前まで) 2. 気をつけ (検診医の前で) 3. 起立して両肩を上げる (両上肢を伸ばして)

4. 両手を横に下げる 5. 両腕を前に伸ばす 6. 両肘を曲げる

7. 両肘を伸ばす 8. 両肘を曲げて手の平を回す (内/外) 9. 両指を曲げ伸ばし (グーパー) 10. 両手首の曲げ伸ばし

11. 片足立ち (右/左) 12. 手を伸ばしてしゃがみ込み (かかとをつけて) 13. 腕を伸ばして手を合わせる

14. 体の前かがみ、側わんチェック 15. 体の前かがみ (床に膝をつける) 16. 体をそらす 17. 気をつけ 18. 礼、おじぎ (検診終了)

The illustrations show a male figure in black shorts performing the following actions:

- 0: Standing upright with arms at sides.
- 1: Walking forward.
- 2: Standing upright with arms at sides.
- 3: Standing with arms raised straight up.
- 4: Standing with arms extended horizontally to the sides.
- 5: Standing with arms extended forward.
- 6: Standing with arms extended forward and elbows bent.
- 7: Standing with arms extended forward.
- 8: Standing with arms extended forward and elbows bent, palms facing up and then down.
- 9: Standing with arms extended forward, fingers curled and then straight.
- 10: Standing with arms extended forward, wrists bent.
- 11: Standing on one leg.
- 12: Squatting with hands on the floor.
- 13: Squatting with hands clasped together in front.
- 14: Standing with back to camera, arms extended forward.
- 15: Squatting with knees on the floor.
- 16: Standing with one leg raised.
- 17: Standing upright.
- 18: Bending forward at the waist.

平成23年度運動器検診・運動器機能不全具体例

就学時(48名) 小5年(80名) 中学生(101名)

1) 片脚立ち5秒以上できない	33.3%	17.5%	10.9%
2) しゃがみ込みに問題あり	25.0%	16.3%	23.8%
途中で止まってしまう	18.8%	8.8%	10.9%
踵を上げてしまう	6.2%	6.2%	5.0%
後ろへ倒れてしまう	0%	1.3%	7.9%
3) 肩が180度まで挙がらない	20.8%	11.3%	6.9%
4) 腰椎前屈で指先が楽に 床につかず	12.5%	33.8%	22.8%
* 運動器不全を有するもの (4項目中一つでも当てはまるもの)	58.3%	44%	49.5%

平成23年度運動器検診結果のまとめ

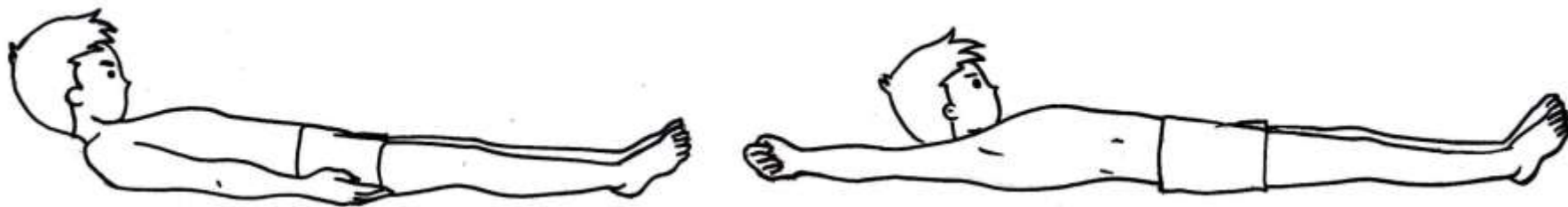
- 何らかの運動器不全を有するものは、就学時**58%**、小5年**44%**、中学**50%**にみられた。
- 運動器不全の具体例では、成長につれ片脚立ちや肩挙げでやや改善するものの、しゃがみ込み、体前屈では中学になっても2～3割の子どもができないままである。
- 運動器疾患率は就学時**19%**、小5年**30%**、中学**42%**であり、そのうち側弯症疑いがそれぞれ**4%**、**13%**、**16%**であった。
- 食育では就学時、小5年、中学ともに93%以上の子どもが毎日朝食を摂っていたが、内容については主食、おかず、汁物をバランスよく摂れているのは就学時3割強、小5年、中学で約半数であった。
- 睡眠については就学時から年長になるにつれ、就寝がやや遅く起床がやや早くなる傾向であったが、全体的に睡眠時間は比較的良く確保されていた。就学時では10時までに寝るが**89%**、小5年では11時までに寝るが**90%**、中学では12時まで寝るが**92%**であった。

身体のかたい子が多い

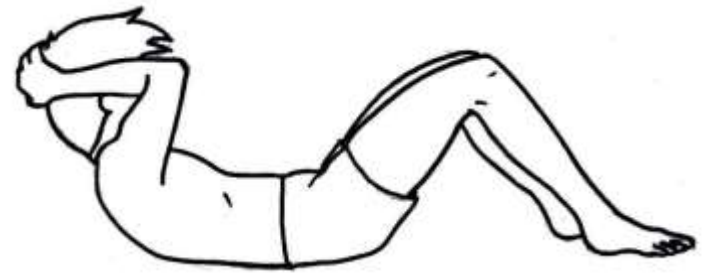
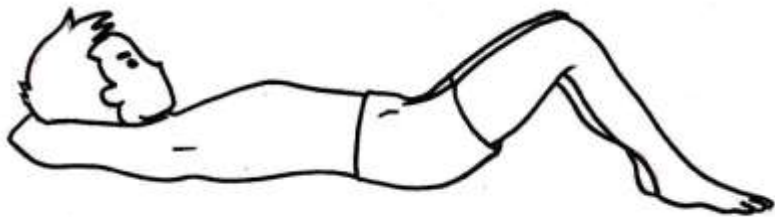
- 雑巾がけできない
- 倒立できない、倒立する子を支えられない
- スナップで瞬間的な力を入れられない
- ボール投げができない
- 転んだ時、手をつけずに顔面を打ってしまう
- 朝礼で立ってられない、足がすぐつってしまう

* 身体のかたさは、ケガや故障を誘発しやすい

運動器機能不全(不調)に対する脊柱、四肢体操プログラム

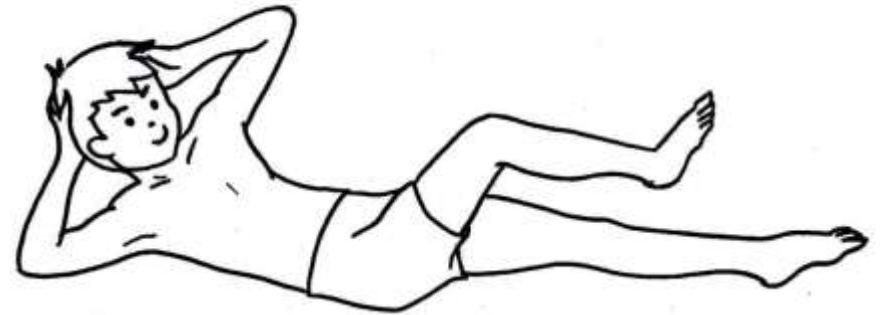
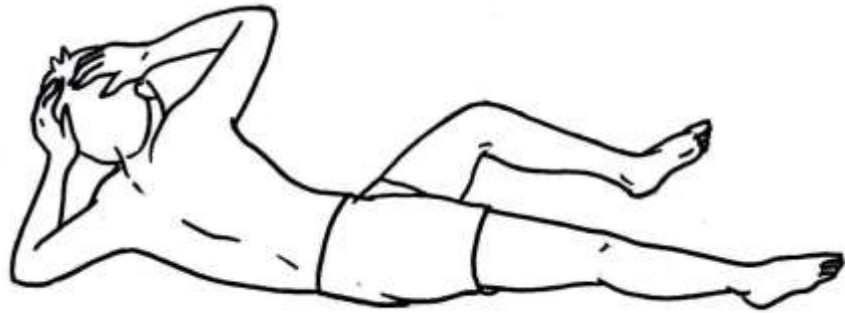


①仰臥位 仰臥位＋背伸び運動



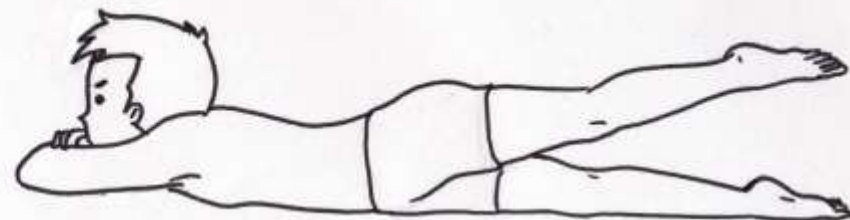
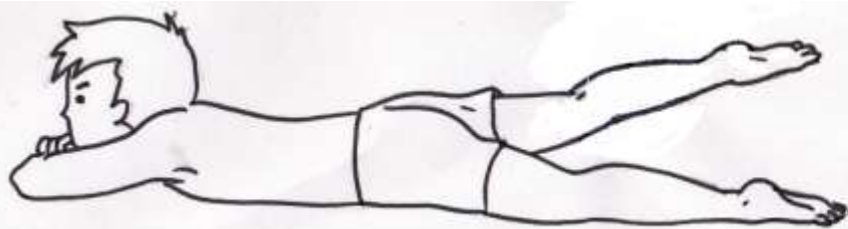
①仰臥位 起き上がり





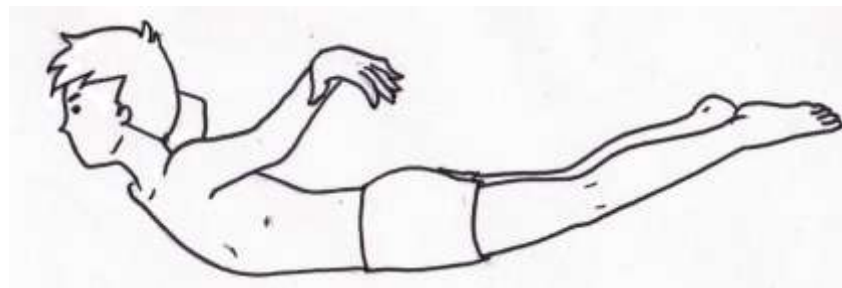
①仰臥位 腹筋運動 PNF



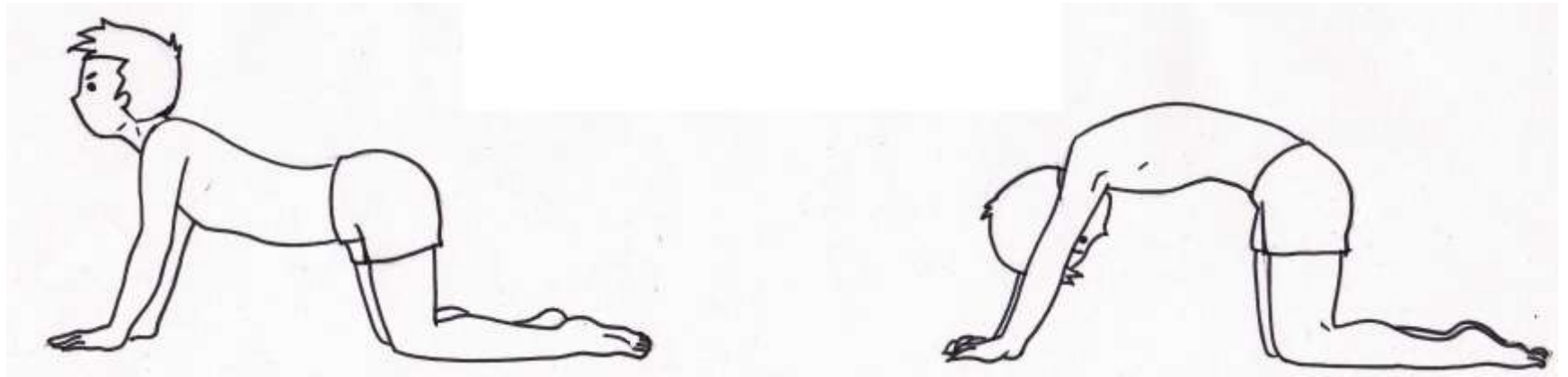


②腹臥位 バタ足



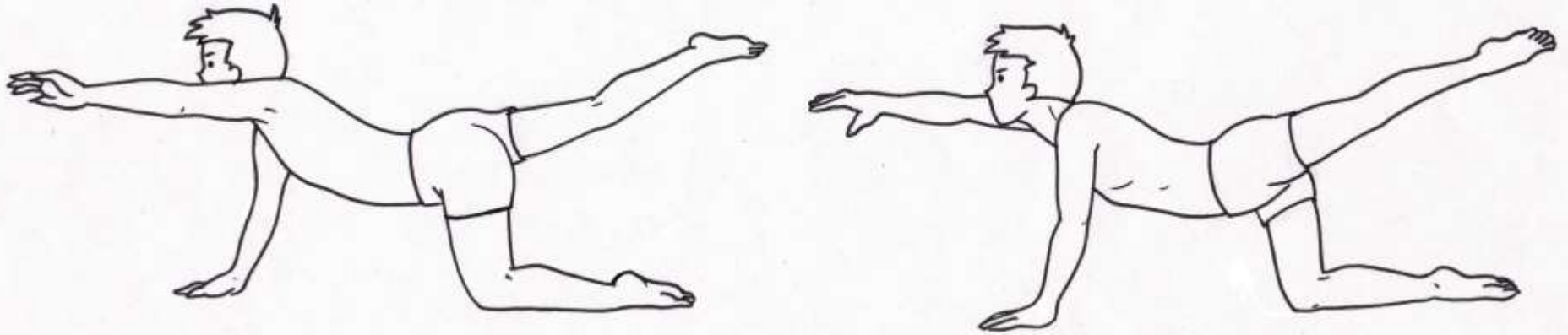


②腹臥位 エアープレーン



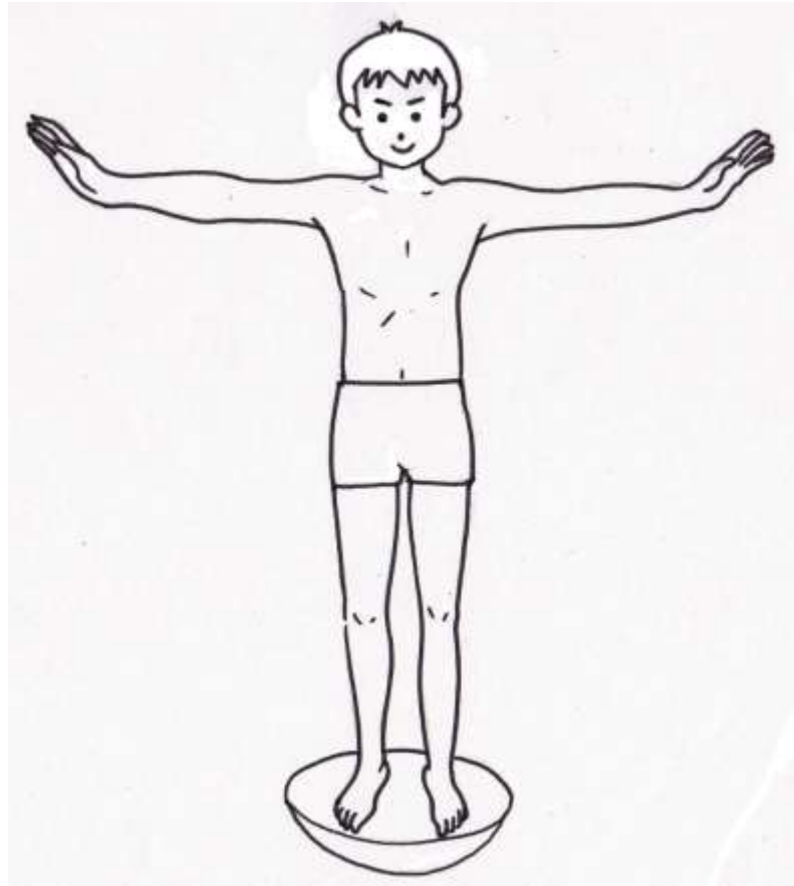
③四つ這い キャット&ドッグ





③仰臥位 交互交差平衡運動





④立体 バランシングボード



中学校体育授業における武道必修化の課題

- このような現状の中、平成24年度より中学校保健体育授業に武道(柔道、剣道、相撲など)が必修化となった。
- 多くの中学校では、施設設備や武道練習場、武道着等の関係で柔道を取り入れている所が多い様であるが、しかし柔道は受け身がきちんとできない子供たちも多く、身体のさばき方もできず、攻防の展開もできない等の結果ケガが発生しやすいと不安な声が現場で上がっている。
- 中学校武道必修化は礼儀作法を習得するという良い点もあるが、武道授業中の外傷・疾患を併発する危険がある。
- 今後この安全対策を確立する必要があり、その問題点を指摘する。

中学校保健体育科における 「武道」必修化について

武道を中学校保健体育科において必修の学習内容として扱う際の留意事項等を以下に挙げた。

- 本学習指導要領は平成20年3月告示、平成24年度に完全実施となった。現在は移行期間として平成24年度実施内容と同じ武道は同様に取り扱いできるようにしている。
- 武道は、これまで「ダンス」「武道」のどちらか選択などのような選択種目だったが、この移行期間でも必修扱いが可能で、中学校1年生で柔道を全員が学習するようにしている中学校が多くなっている。
- 平成24年度4月からは武道・ダンス共に必修となつた。

- 武道を扱う中学校の教科は保健体育科である。体育分野(実技や理論)と保健分野(保健学習)から成り、両分野とも保健体育担当教員が授業として学習指導する。
- 体育分野の取り扱いでは、中学校1、2学年と3学年という分け方をしているが、小・中・高等学校系統性や接続を踏まえ、小学校1~4年、小学校5・6年・中学校1・2年、中学校3年・高校1~3年というように4学年ずつで発達段階に応じた指導をすることとされている。

中学校保健体育科における 「武道」必修化についての問題点

- 平成24年度から中学生の体育学習に「武道」必修化が行なわれているが、運動器の傷害が多発する可能性もあり、安全性の対策として重要な課題を抱えている。
- 平成19年度から行った埼玉県での学校における運動器検診の報告にあるように、運動器機能不全(低下)の児童・生徒が増加しつつある現在、中学校保健体育科における武道必修化の問題はその予防対策、安全対策、授業内外での傷害発生とその対応、適切な治療も含めた対策が検討、実施されるべきである。また、その体制を構築する事が重要である。

- 「武道」必修化の目的の一つに、武道の礼儀作法の教育も取り入れる目的もあります。
- 中学生「武道」必修化は現在全国で既に行なわれています。特に柔道を取り入れている中学校が多いようですが、今迄述べたように、現場で運動器機能低下の中学生がいるために柔道の受身を指導する事さえ困難であるという。現場では体育指導者が苦慮している状況と考えられる。

- 武道は、原則として柔道・剣道・相撲等から選ぶこととされています。用具・興味関心などの関係から柔道を選んでいる学校が多く、次いで剣道となります。剣道を指導している学校はまだ少ないと考えます。
- また、施設・設備等の関係や学校の実態から「空手」「合気道」「なぎなた」などを指導することも可とされています。
- 特に、柔道では受け身がきちんとできなければ相手と組む、攻防の展開ができないのですが、身体のさばき方や身体をしめる感覚などが年々できなくなっており、けがも少なくありません。

中学校保健体育科における 「武道」必修化の予算

- 施設整備
- 指導者の確保
- 備品・設備の充実

の予算は確保されている

しかし、武道授業中の傷害に対する安全対策は明確にされていない。

その予算も考える必要がある。

平成24年度埼玉県下中学校武道履修状況

平成24年5月1日現在

埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会資料より

柔道	238校		57%
剣道	92校		22%
相撲	8校		1.9%
柔道・剣道	61校	(1年・2年交互)	14%
柔道・相撲	18校	(1年・2年交互)	4.2%
剣道・相撲	1校	(1年・2年交互)	0.2%
柔道・剣道・相撲	3校	(1年・2年交互)	0.7%

計421校

学校体育における武道の充実



中学校武道の必修化に当たり、その円滑な実施のための各種対策
— 武道場の整備、指導内容と武道関係教材等の充実 —



武道の振興について

文部科学省スポーツ・青少年局
平成24年3月7日

1. 学校における武道指導の充実

中学校武道の必修化に伴う条件整備

①武道場の整備

平成24年度から中学校で必修となる武道を円滑に実施できるよう、武道場の整備促進を図る。

- ・公立中学校武道場の整備 45億3,400万円
- ・私立中学校等武道場の整備 7,013万円

※ 引き続き、公立・私立中学校ともに、新築の場合の補助率を1/3から1/2に引き上げ。

②指導内容の充実

○武道等指導推進事業

2億5,003万円

武道等の指導の充実を図るため、地域の指導者の活用に当たって、地域の指導者の技術及び安全に関する専門的な指導力の活用方策や、派遣する競技団体等の支援体制の強化に関する実践研究を行う。

○文部科学省等が実施する武道講習会

文部科学省が（独）教員研修センターや武道関係団体との共催により、体育担当教員や武道の部活動指導者を対象として、各地域のリーダーとなり得る教員を養成するための武道講習会を実施。

○運動部活動地域連携再構築事業

2億6,906万円

運動部活動の活性化を図るため、地域のスポーツ指導者の活用等の在り方や、より多くの生徒に参加機会を確保する地域と連携した新たな形態や運営等の在り方について実践研究を行う。

【参考：都道府県教育委員会における取組】

○都道府県教育委員会が実施する武道講習会

各都道府県教育委員会が、武道の指導経験の浅い体育担当教員を対象とした基本的技能習得のための講習会や、体育担当教員等を対象とした武道段位取得のための講習会を実施。

③武道関係教材等の充実

「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」として、「教材整備指針」に基づく教材の整備に必要な経費を平成24年度から10年間地方財政措置。

2. 武道団体への支援等

(財) 日本武道館への補助

4, 241万円

(財)日本武道館が実施する古武道保存事業、青少年武道錬成大会、武道指導者講習会及び武道国際交流事業に対する補助。

(独) 日本スポーツ振興センターによる助成

(平成23年度配分額)

3億16万円

スポーツ振興基金やスポーツ振興くじ等を通じて、団体の行う選手強化活動や武道教室等の事業などに助成。

- 中学校武道の中で柔道中の傷害は頭部外傷、頸椎・頸髄損傷など重傷例も多い。

中学校武道必修化に伴い

- ①授業中のみならず、授業外での傷害発生件数の増加
 - ②それに伴う災害給付(全医療費、障害、見舞金等)の高騰
- 以上の点からも中学校武道必修化に伴う武道授業での傷害発生の予防、傷害発生後の医療体制の構築や、それらの整備が緊急の課題と考える。

災害給付制度について

- 平成22年度災害共済給付の給付件数(医療費・障害・死亡見舞金計)によると、中学生の傷害等による件数とそれにかかる医療費等は、幼稚園、小学校、中学生、高校生の中で最も多く、また武道の中で柔道での傷害頻度も多い。

平成22年度 災害共済給付の給付件数（医療費・障害・死亡見舞金 計）



このほかに、供花料（44 件・7,480 千円）とへき地通院費（2,430 件・4,981 千円）の支給を行っています。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）により定められています。この「制度のお知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

体育と部活動 死亡事故470件

中学柔道、「設備に不備」1割

学校の体育の授業や部活動での事故防止策を考える文部科学省の有識者会議が4日、報告書をまとめた。

2009年度までの12年間で、授業中と部活動中に死亡事故が470件起きていたことが明らかになった。

児童・生徒が死亡または重度の障害を負った事故は計590件で、死亡事故が470件、重度の障害を伴う事故が120件だった。このうち、中1と高3の体育の授業中の事故は21

2件、部活動は318件あった。部活動の競技別で見ると、柔道が最多の50件だった。表。

報告書では、柔道の授業では「頭を打たない、打たせない」ことを生徒に認識させ、受け身の指導を徹底するべきだとした。

今年度から中学校で武道が必修化され、多くの学校が柔道を選択。これを受け、文科省も4日、学校の指導態勢を調べた結果を公表した。

4月27日時点で、国公私

立の中学校1万6883校を対象に調べたところ、柔道を選択したのは64%（6837校）だった。

このうち、畳の整備や衝撃を和らげるマットの有無など「施設設備と用具の安全」について、11・7%（803校）が確保できておらず、「事故発生時の応急処置や連絡態勢」も4・9%（338校）に不備があった。

指導者については、93・8%が「一定の指導歴か研修歴を持った教員が指導」、3%が「外部指導者の協力が得られる」としたが、残りの3・2%（220校）は態勢が整っていないかった。

約8割の学校が授業の開始を9月12月に予定。不備のあった学校は開始までに態勢を整える方針という。

■部活動中の死亡事故と
重度の障害事故(文部科学省まとめ)

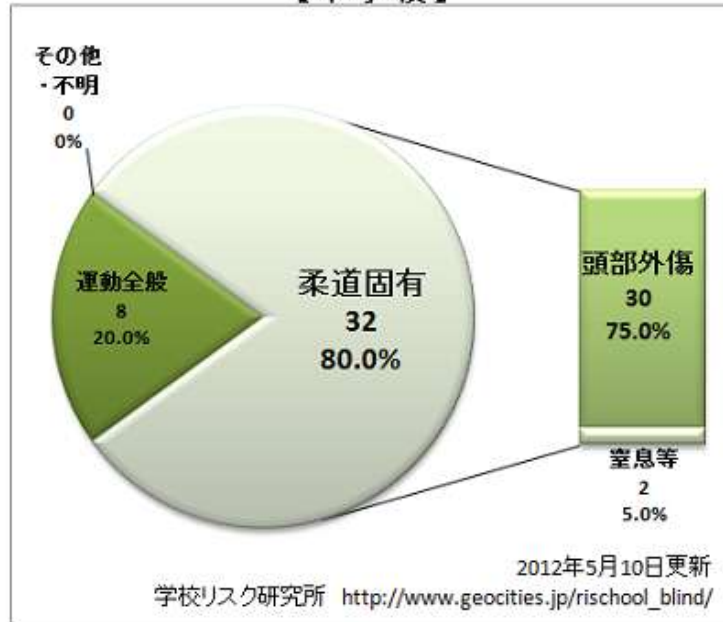
	中1	中2	中3	高1	高2	高3	計
柔道	14	7	3	20	2	4	50
野球	3	6	2	14	7	3	35
バスケットボール	5	7	3	7	8	3	33
ラグビー	1	0	0	5	13	12	31
サッカー	5	2	1	9	3	6	26
陸上競技	3	3	1	6	4	2	19
バレーボール	2	4	1	3	3	1	14
テニス	4	3	1	4	2	0	14
剣道	1	3	2	4	3	0	13
器械体操など	0	1	2	3	5	0	11
水泳	2	3	1	2	2	0	10
ハンドボール	3	1	0	1	3	0	8
ボクシング	0	0	0	3	4	0	7
自転車	0	0	0	2	3	1	6
その他	1	6	2	16	11	5	41
計	44	46	19	99	73	37	318

(1998～2009年度の中学・高校での発生件数)

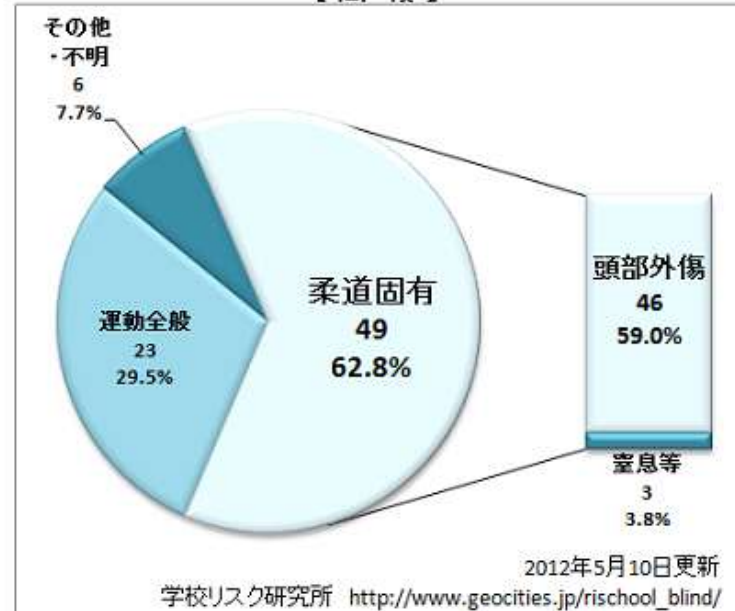
■■死亡事例118件(1983-2011年度)の分析■■

■死亡に至る経緯(死因)■

【中学校】



【高校】

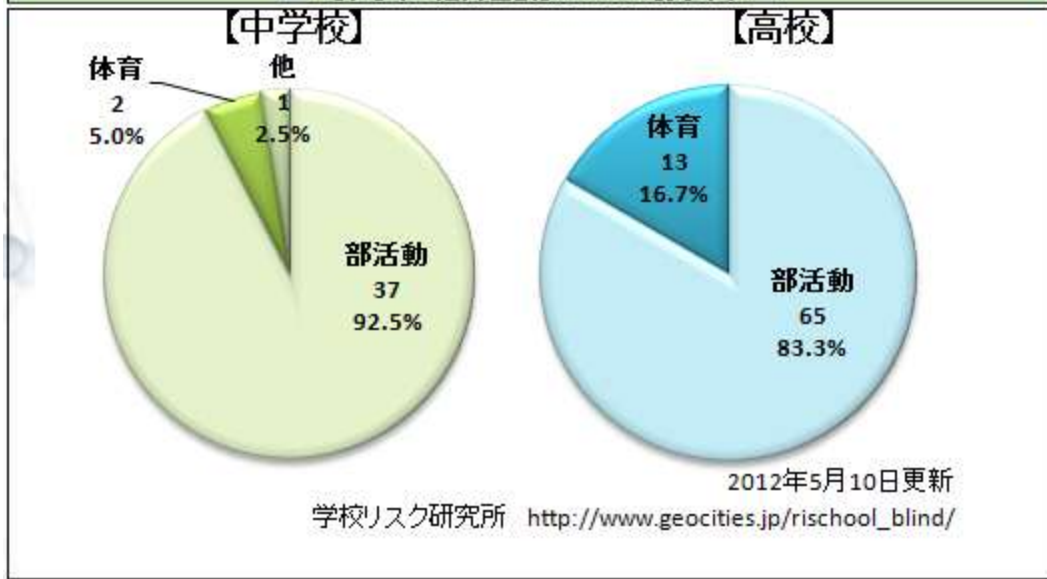


	柔道固有		運動全般	その他・不明	計
	頭部外傷	その他(窒息等)			
中学校	30 75.0%	2 5.0%	8 20.0%	0 0.0%	40 100%
高校	46 59.0%	3 3.8%	23 29.5%	6 7.7%	78 100%
計	76 64.4%	5 4.2%	31 26.3%	6 5.1%	118 100%

2012年5月10日更新

学校リスク研究所 http://www.geocities.jp/rischool_blind/

■時間帯(部活動または授業)■



	部活動	保健体育	その他	計
中学校	37 92.5%	2 5.0%	1 2.5%	40 100%
高校	65 83.3%	13 16.7%	0 0.0%	78 100%
計	102 86.4%	15 12.7%	1 0.8%	118 100%

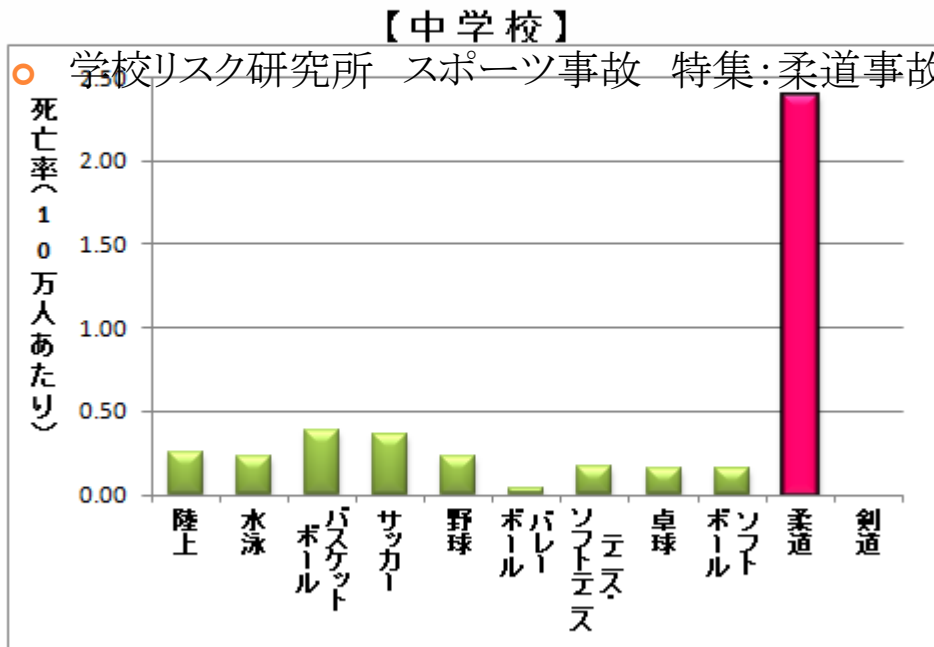
2012年5月10日更新 学校リスク研究所
http://www.geocities.jp/rischool_blind/

部活動の割合が高く出ている。これは体育よりも部活動のほうが、圧倒的に活動時間が長く、また練習が厳しいことにより、身体への負荷が大きくなるためであると考えられる。

Ⅲ. 部活動別にみる死亡事故件数と死亡事故確率(死亡率) 【全国, 2001-2010年度(10年分)】

他の部活動と比較したときの、柔道事故の特徴とは、死亡事故の発生件数が多いこと以上に、発生確率(10万人あたりで算出)が突出して高いことです。

中学校の主要部活動における
死亡件数と死亡率(10万人あたり)
【全国, 2001年度~2010年度(10年分)】



2012年5月10日更新

学校リスク研究所 http://www.geocities.jp/rischool_blind/

中 学 校			
部活動	a 死亡 生徒数 (2001- 2010)	b 部活動 参加 生徒数 (2001- 2010)	c(=a/b) 死亡率 (10万人あたりの 死亡生徒数)
陸上	5	1,968,176	0.254
水泳	1	442,870	0.226
バスケット ボール	13	3,400,144	0.382
サッカー	8	2,207,310	0.362
野球	7	3,076,006	0.228
バレー ボール	1	2,511,368	0.040
テニス・ ソフトテニス	7	4,250,336	0.165
卓球	4	2,524,389	0.158
ソフト ボール	1	617,060	0.162
柔道	12	503,052	2.385
剣道	0	1,117,666	0.000
ラグビー			

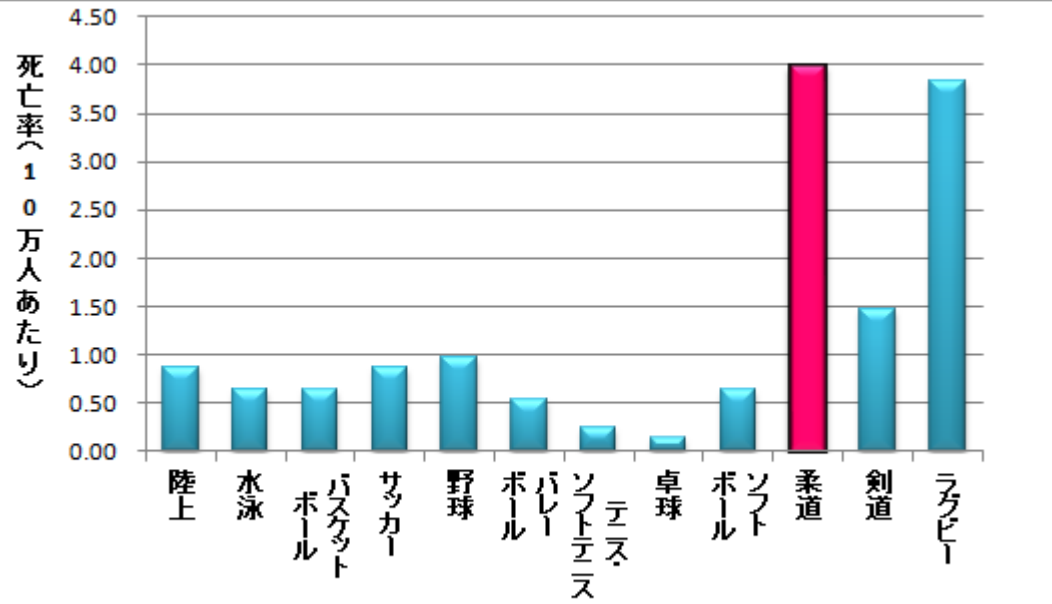
a: 2001-2010年度(10年間)の死亡生徒数合計。

b: 2001-2010年度(10年間)の部活動参加生徒数合計。「日本中学校体育連盟」ウェブサイトの統計情報をもとに算出した。

c: aの値をbの値で除した値に100,000を掛けて、死亡率(10万人あたりの死亡生徒数)を算出した。

中学校の各部活動に関して、その死亡確率(生徒10万人あたりの死亡生徒数)は、**柔道が2.385人と突出して高い**。次に高いバスケットボールと比べても、6.2倍の大きさである。死亡した生徒数だけでいえば、中学校では柔道よりもバスケットボールのほうが1名多い。しかし、死亡率を用いると、まったくちがった結果がみえてくる。

【高校】



2012年5月10日更新

学校リスク研究所 http://www.geocities.jp/rischool_blind/

高校の各部活動に関して、その死亡確率(生徒10万人あたりの死亡生徒数)は、**柔道が3.986人**、**ラグビーが3.840人**で、この2種目が圧倒的に高い。次に高い剣道の1.468人と比べても柔道は2.7倍の大きさである。死亡生徒数では、野球がもっとも多い。しかし死亡率からみると、柔道やラグビーは、野球よりもはるかに高い値をとることがわかる。

高校の主要部活動における
死亡件数と死亡率(10万人あたり)
【全国、2001年度～2010年度(10年分)】

高 校			
部活動	a	b	c(=a/b)
	死亡 生徒数 (2001- 2010)	部活動 参加 生徒数 (2001- 2010)	死亡率 (10万人あたりの 死亡生徒数)
陸上	8	926,440	0.864
水泳	2	308,614	0.648
バスケット ボール	10	1,564,998	0.639
サッカー	13	1,499,386	0.867
野球	17	1,747,351	0.973
バレー ボール	6	1,138,625	0.527
テニス・ ソフトテニス	5	2,061,743	0.243
卓球	1	697,672	0.143
ソフト ボール	2	317,847	0.629
柔道	13	326,140	3.986
剣道	8	545,080	1.468
ラグビー	11	286,440	3.840

a: 2001-2010年度(10年間)の死亡生徒数合計。

b: 2001-2010年度(10年間)の部活動参加生徒数合計。「全国高等学校体育連盟」ウェブサイトの統計情報(野球部を除く)をもとに算出した。ただし、2001・2002年度の数値は発表されていないため、2003年度の数値を代用した。なお野球部については、「日本高等学校野球連盟」ウェブサイト(1983年度以降の生徒数が記載されているため、その情報を利用した。

c: aの値をbの値で除した値に100,000を掛けて、死亡率(10万人あたりの死亡生徒数)を算出した。

● IV. 部活動別にみる負傷事故(重度)の件数と確率
【全国6ブロックから1県ずつ, 2007年度分】

他の部活動と比較したときの, 柔道事故の特徴とは, 重度の負傷事故の発生確率(100人あ
で算出)が非常に高いことです。

【中学校】

中学校の部活動における
重度の負傷事故の
発生件数と発生確率
【全国6ブロックから1県ずつ, 2007年度分】

中学校	部活動 参加 生徒数	重度の負傷		
		発生 件数	発生確率	順位
柔道	3861	507	13.1%	1
バスケット ボール	16844	1811	10.8%	2
ハンドボール	1786	146	8.2%	3
サッカー	12408	917	7.4%	4
バレーボール	14244	1015	7.1%	5
ソフトボール	4928	300	6.1%	6
体操・新体操	775	40	5.2%	7
野球	18501	773	4.2%	8
陸上競技 (駅伝)	10428	281	2.7%	9
剣道	5971	138	2.3%	10
バドミントン	7202	136	1.9%	11
テニス (ソフトテニス)	21951	290	1.3%	12
競泳・飛込	2065	15	0.7%	13
卓球	16204	92	0.6%	14

学校リスク研究所

http://www.geocities.jp/rischool_blind/

【高校】

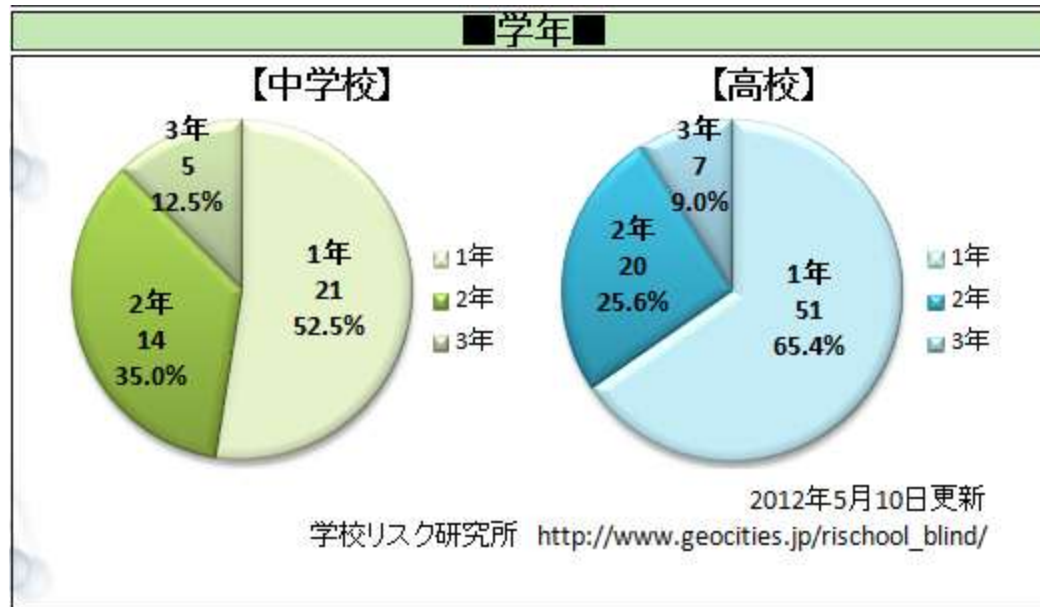
高校の部活動における
重度の負傷事故の
発生件数と発生確率
【全国6ブロックから1県ずつ, 2007年度分】

高校	部活動 参加 生徒数	重度の負傷		
		発生 件数	発生確率	順位
ラグビー	1436	291	20.3%	1
柔道	1917	231	12.1%	2
体操・新体操	555	59	10.6%	3
サッカー	9142	865	9.5%	4
バスケット ボール	9067	833	9.2%	5
ハンドボール	2499	225	9.0%	6
ホッケー (アイスホッケー)	514	39	7.6%	7
ソフトボール	2275	165	7.3%	8
バレーボール	6797	460	6.8%	9
野球	11411	725	6.4%	10
空手道	686	40	5.8%	11
陸上競技 (駅伝)	5743	133	2.3%	12
バドミントン	6019	136	2.3%	13
剣道	3015	63	2.1%	14
テニス (ソフトテニス)	12177	147	1.2%	15
競泳・飛込	1298	8	0.6%	16
卓球	4819	28	0.6%	17
弓道	5760	20	0.3%	18

学校リスク研究所

http://www.geocities.jp/rischool_blind/

死亡事例118件(1983-2011年度)の分析



	1年	2年	3年	計
中学校	21 52.5%	14 35.0%	5 12.5%	40 100%
高校	51 65.4%	20 25.6%	7 9.0%	78 100%
計	72 61.0%	34 28.8%	12 10.2%	118 100%

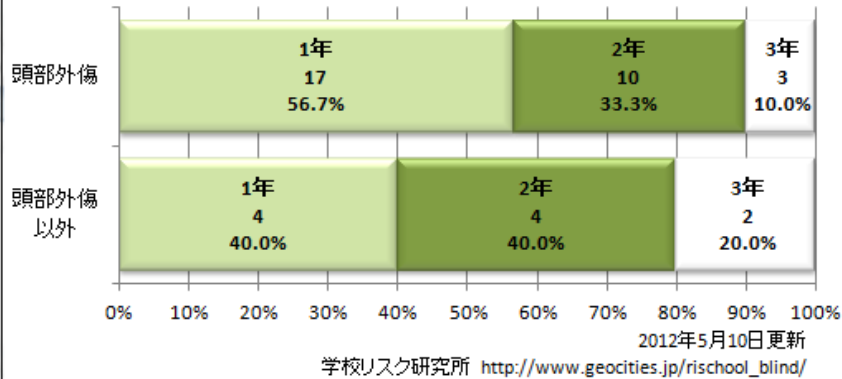
2012年5月10日更新 学校リスク研究所
http://www.geocities.jp/rischool_blind/

中学校全体のうち1年生が52.5%(21件)で多数を占め、同様に高校においても1年生が65.4%(51件)と高い値が出ている。中高いずれにおいても、1年生すなわち中高それぞれの発達段階における「初心者」で事故が多発している。

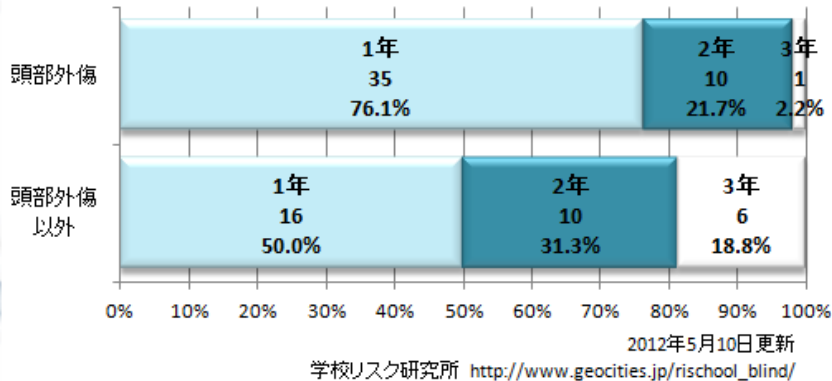
死亡事例118件(1983-2011年度)の分析

■ 頭部外傷と学年との関係 ■

【中学校】



【高校】



		1年	2年	3年	合計
中学校	頭部外傷	17	10	3	30
		56.7%	33.3%	10.0%	100%
	頭部外傷以外	4	4	2	10
	40.0%	40.0%	20.0%	100%	
	計	21	14	5	40
		52.5%	35.0%	12.5%	100%

		1年	2年	3年	合計
高校	頭部外傷	35	10	1	46
		76.1%	21.7%	2.2%	100%
	頭部外傷以外	16	10	6	32
	50.0%	31.3%	18.8%	100%	
	計	51	20	7	78
		65.4%	25.6%	9.0%	100%

2012年5月10日更新 学校リスク研究所
http://www.geocities.jp/rischool_blind/

「頭部外傷」と「頭部外傷以外」(「窒息等」「運動全般」「その他・不明」の合計)それぞれにおける学年別の件数と割合を算出してみると、中学校も高校も同様に、「**頭部外傷**」のほうが「**頭部外傷以外**」よりも、**1年生の件数・割合が高くなっている**ことがわかる。高校では、その差は26.1ポイントある。投げ技による「**頭部外傷**」の死亡は、他の死因と比較してとくに初心者によく起きている。

「大外刈り」禁止 中学柔道指針 試合は座った状態で 静岡

2012.3.30 02:02

4月から中学で武道が必修化されることに伴い、県教育委員会は重篤な事故が起きている柔道について、「大外刈り」を禁止し、投げ技を使った試合は行わない、などとする安全指導指針をまとめ、各市町の教委に通知した。県内では平成22年、中学の柔道部で大外刈りを受けた部員が死亡する事故が起きたこともあり、技の種類を制限する全国的にも厳格な内容の安全指針となった。

県教委の指針は頭部外傷などの事故が予想される大外刈りは行わない▽投げ技を使う試合は行わない▽体格や技能の異なる生徒同士を組ませないーなどとなっている。投げ技を使わなければ、試合は座った状態で行うのみとなり、立った状態での試合はできないことになる。

1、2年生については「投げ技は互いに約束した動きの中で行うだけで、乱取りなどは行わない」と、より厳しい条件を課した。

名古屋大学大学院の内田良准教授のまとめでは、22年度までの28年間に柔道中の事故により、全国で114人（中学39人、高校75人）が死亡。生徒10万人当たりの死者数も柔道は2・376人と、2位のバスケットボールの0・371人に比べ、突出している。

県教委では「中学校では柔道の試合を全く行わないこともあり得る。礼に始まり礼に終わる柔道の精神は十分に学ぶことができる」と強調した。

県教委によると県内の公立中173校（政令市を除く）のうち、柔道を選択したのは約75%。武道の授業は、中学1、2年で計約20時間、選択制となる3年でさらに約10時間行われる。

柔道やめ剣道に 各地で変更の動き

4月から中学校の体育で武道が必修化されるのを目前に控え、岐阜県瑞浪市瑞陵中学校は27日、武道の選択科目を柔道から剣道に切り替えることを決めた。

柔道は保護者らの間で事故への不安が高まっているが梅村利明校長(54)は「安全性が理由ではない」と説明。柔道は武道本来の実戦的な攻防が難しく、中学レベルの授業には剣道の方が適していると判断した。

同校は10年ほど前から毎年2月ごろ、男子のみ体育の授業で柔道を実施。

受け身と寝技が主で乱取りはしない。女子も武道が必修になるため昨年9月ごろから授業内容を検討していた。

県教委スポーツ健康課によると、昨年12月の調査で県内187校のうち柔道を選択したのは23校。「剣道に変えた学校は聞いたことがないが、競技選択は学校の自由。とにかく安全管理を徹底してほしい」とした。

中部地方では最近になって柔道から剣道に切り替える例が相次いでいる。

既に武道を必修科目にしている滋賀県で10校以上の中学校が、指導体制に不安があることや事故のリスクを避けるため変更を決定。県教委は、これまで7～8割の中学校が選択していた柔道は6割ほどに落ち込むと見込んでいる。

愛知県でも田原市の3校が変更する。

県教委は「4月中に武道で何を選択したかの実態調査をしたい」とする。

武道の必修化をめぐっては、各校が教員らによる指導体制や事故発生時の対応、武道場の安全管理などを点検し、準備が整うまでは柔道の授業を始めないよう、文部科学省が今年9日に全国の都道府県知事と教育委員会に通知していた。

Q 中学の武道必修化、重大事故対策は大丈夫？

A 「武道は自己防衛」を徹底すべき

全国の中学校では、これまで保健体育の選択科目だった「武道」(1988年度まで男子必修「格技」)が、1、2年生の必修になります。

学習指導要領は、競技スポーツ「武道」として原則的に柔道、剣道、または相撲を学校ごとに選択する一方、事情によっては、なぎなた等でもよいとしています。

ここで懸念されはじめたのが、柔道で頭などを強打することによる重大事故です。ほとんどが部活内での事故とはいえ、他競技に比べて柔道による重大事故の比率は高いとの報告が報道されているからです。

柔道を選択する学校数は、現時点では全国の6割に達するそうですから、授業柔道での事故防止策は周知徹底されていなければならないはずですが、

しかし、いろいろな報道を総合すると、準備不足の気配を感じます。一例は、10日ほど前の国会審議。柔道女子金メダリストの谷(旧姓田村)亮子・参院議員(2010年初当選)が「指導に国家免許を」と指導資格制度の必要性を実施直前の今頃になって訴えていました。「武道」必修化が決定されたのは2008年。本当に必要な安全対策なら、もっと迅速に整備すべきでしょう。

最近、愛知県では、県教委の委託を受けた県柔道連盟が過去30年間、計6日間の講習だけで体育教師に指導資格者の象徴である黒帯(段位)を与えていたことが報じられました。似た実態は他県にもあると聞きます。

真面目に鍛錬して黒帯を許された一般柔道家には衝撃的ニュースでしょう。柔道の段位こそありませんが6年がかりで空手段位に到達した筆者も侮辱された気持ちです。が、それにまして、見せかけの黒帯教員に指導を受けるかもしれない生徒たちのことが心配です。ところが、愛知県教委も柔道の総本山であろう講道館も、改善の動きがいまひとつ鈍いようです。

他紙ですが、「受け身3年」の精神を説く社説(西日本新聞3月19日朝刊)を見つけました。

受け身とは、柔道などで倒された時に頭など自分の体を守るすべ、身体が地面にたたきつなされる衝撃を前腕で緩和する動作が、そのよい例です。

これは柔道の基本中の基本で、初心者でも形はすぐに覚えられるのですが、瞬間反射的にその動作がとれるには、上記社説の「3年」はともかく、10回程度の必修授業なら、毎回授業の大半を使うくらいの気持ちで練習する必要があります。上記、初体験の「6日講習」者では受け身の習得すら至難でしょう。

大外刈りなど頭から落ちる可能性のあるいくつかの技は、受け身が身につかないうちに本気で試すには危険だということだけは周知されるべきでしょう。

空手もそうですが、武道は本来、先手攻撃を邪道とし、相手の攻撃から身を守る護身を極意、あるいは「理想」(杉江正敏「日本の武道」=日本武道館編『日本の武道』=から)とします。

一見攻撃的に見える競技柔道にも、その奥義には「身を護(まも)る」「危機を未然に回避する」(同)という武道の伝統的目的があるはずですが。中学の体育指導者には、柔道の授業を、競技柔道への初歩という位置づけにとどまらず、自己防衛術の観点を入れて、受け身や、反撃技指導に工夫を重ねてもらいたいものです。

(調査研究本部主任研究員 鬼頭誠)

(2012年3月27日 読売新聞)

写真の拡大



柔道の指導の仕方について講習を受ける教師たち(愛知県多市で、2012年2月撮影)

● 武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について(依頼)

23文科ス第910号

平成24年3月9日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保公人

武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について(依頼)

平成24年度の新しい中学校学習指導要領の全面実施に向けて、関係法令等に基づく適切な教育課程の編成・実施及びこれらに伴い必要となる教育条件の整備を行い、保健体育の授業が円滑に実施されることが必要となります。

特に、必修化される中学校における武道の授業の実施に当たり、柔道を行う学校については、安全管理の徹底を図る上で、各学校における平成24年度の柔道の授業の開始前に、下記の点について御確認いただき、より安全に指導できる体制にしてくださいようお願いします。

また、文部科学省においては、「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」を設置し、同会議の中で、柔道の安全管理についても調査研究しているところであり、安全に配慮した柔道の指導内容等の考え方などの詳細については、取りまとめ次第、別途送付することとしておりますが、同会議の議論等を踏まえ、別添のとおり「柔道の授業の安全な実施に向けて」を作成しましたので、送付させていただきます。つきましては、本内容を今後の指導の参考にさせていただきますようお願いします。

なお、柔道の指導体制について御確認いただいた結果については、別紙実施要領に基づき調査表を作成の上、平成24年5月31日(木曜日)までに下記宛先まで提出いただくようお願いします。文部科学省においては、御提出いただいた資料等をもとに、後日、関係者による報告会・情報交換会を開催したいと考えております。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県知事におかれては所轄の私立学校に対して、各国立大学長におかれては附属学校に対して、この趣旨について周知及び調査結果を取りまとめいただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

(中略)

(3) 施設設備等について

施設設備及び用具の安全が確保されているか。特に体育館を使用する場合は、例えば畳のずれを防ぐ措置など柔道を行う場の安全が確保されているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に施設設備及び用具の安全の確保策を講じること。

(4) 事故が発生した場合の対応について

事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に事故が発生した場合に対応できる体制を整備すること。

2 各学校の設置者においては、上記1の各項目が満たされた上で柔道の授業が実施されるようにすること。なお、条件が満たされていない項目が発見された場合には、当面、柔道の授業の開始を遅らせ早急に条件整備を進めるなど適切な措置が講じられるようにすること。

中学校武道による傷害

- また、当院での中学校武道での傷害自験例を報告し、その対応を述べる。
- また中学校保健体育武道授業中発生した急性期外傷や内科的疾患、武道授業の後で生徒が訴えた外傷や、スポーツ障害等が発生した時は、各専門医師を中心に病・医院の医療機関にかかり早期診断と早期治療を行い、武道を含めた運動・スポーツに早期復帰する事、またその予防のための体制づくりが急ぐ事と思われれます。

症例1 柔道中左脛骨骨折

【名前】 W.Y

【年齢】 13歳(中学2年生)

【性別】 女

【初診日】 平成24年3月25日(日)

【病名】 左脛骨骨折

【受傷日】 平成24年3月25日(日)

【受傷機転】 柔道の練習中に投げられた際、相手が左下腿前面にのり受傷。

AM11時頃、桶川の某接骨院にてエコー検査で脛骨に骨折の疑いがあると言われ、左下腿～足尖にシーネ、下腿前面にもシーネ固定をする。

AM12時頃北本整形に来院。

レントゲン写真にて左脛骨骨折と診断。アイシング、オルソグラスでPTB固定。



某接骨院で固定



当院で固定

3月25日



7月4日

【リハビリ

テーション経過】

4月初旬より上半身のトレーニング等尺性の四頭筋訓練

負荷をかけての大腿ハムストリングス、四頭筋、内・外転筋、訓練

5月26日柔道練習再開。

筋力トレーニング指導。関節ストレッチ指導。

現在通院中も7月末で治療終了予定

症例2 剣道中右腓骨骨折

【名前】 K.R
【年齢】 15歳(中学3年生)
【性別】 男
左利き
【初診日】 平成24年5月7日
【病名】 右腓骨骨折
【受傷日】 来院の約1W前(5月1日)

【受傷機転】 剣道部の練習中に隣の組でやっていた部員の踵が当たり、疼痛を訴える。某接骨院で打撲と診断される。その後日、痛みはあるものの、練習と試合をこなす。その際試合の審判をしていたところ、選手の足が再び患部に接触。
痛みを感じ当院に来院。レ線にて上記診断する。
PTBギプス固定



5月7日

【リハビリ
テーション経過】

仰臥位、伏臥位での抵抗運動は問題なく、片足スクワット、つま先上げの練習、同時に片足立ちでのバランス運動も行う。防具着用素振りの練習も開始。健側と比較すると著しい低下はみられるも徐々に筋力は回復傾向にある。
6月18日より剣道練習指導。

7月11日現在 試合形式の練習徐々に再開。
7月末に治療終了予定。



7月11日

埼玉県中学校武道と運動器検診の今後の動き

社団法人埼玉県医師会
会長 金井 忠男 様

埼玉県教育局県立学校部保健体育課長

平成24年度「中学校柔道安全指導講習会」における講師の推薦について(依頼)

時下、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
平素から、本県体育・スポーツ並びに学校健康教育の振興に御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。
このたび、文部科学省委託事業「平成24年度武道等指導推進事業」を実施するに当たり、専門医をお招きして、標記講習会を開催することになりました。
つきましては、各地区における講師の推薦につきまして御配慮をお願いいたします。

記

- 1 日時 平成24年10月～12月の4日間 15:00～16:30(予定)
- 2 会場 県内4会場(南部地区、西部地区、北部地区、東部地区で調整中)
- 3 内容
 - (1) 中学校柔道の授業における安全対策(頭部打撲や異変発見後の対応等)についての講演
 - (2) その他
- 4 その他
 - (1) 御推薦いただく人数は、延べ4名といたします。お一人で複数回の御講演をいただける場合は、1～3名でも結構です。
 - (2) 日程、会場等の詳細につきましては、後日担当から御推薦いただいた専門医の方に連絡を申し上げ、調整をさせていただきます。

担当 埼玉県教育局県立学校部保健体育課
学校体育担当 ~~西山~~ 宏 稜 瀬
TEL 048-830-6947
FAX 048-830-4971

平成24年度中学校柔道指導安全講習会実施要項

1 目的

学習指導要領で中学校における武道必修化に伴い、柔道授業を実施する上での安全対策及びケガや事故への対応について、専門医による講習会を通して中学校保健体育科教員等の資質と指導力の向上を図る。

2 主催

埼玉県教育委員会

3 対象者・期日及び会場

地区	参加対象者	日時(曜日)	会場
① 南部地区 南部教育 事務所管内	参加を希望する 保健体育科教諭・ 養護教諭・ 市町村教育委員会指 導主事	11月13日(火) 14:30-16:30	・鴻巣市文化センター (クレアこうのす) 〒365-0032鴻巣市中央29-1 TEL048-540-0540
② 西部地区 西部教育 事務所管内	参加を希望する 保健体育科教諭・ 養護教諭・ 市町村教育委員会指 導主事	11月28日(水) 14:30-16:30	・国立女性教育会館 (ヌエック) 〒355-0292 嵐山町菅谷728 TEL0493-62-6723
③ 北部地区 北部教育 事務所管内	参加を希望する 保健体育科教諭・ 養護教諭・ 市町村教育委員会指 導主事	11月29日(木) 14:30-16:30	・皆野町文化会館 〒369-1492皆野町皆野1423 TEL0494-62-4563
④ 東部地区 東部教育 事務所管内	参加を希望する 保健体育科教諭・ 養護教諭・ 市町村教育委員会指 導主事	11月22日(木) 14:30-16:30	・菖蒲文化会館(アミーゴ) 〒346-0106 久喜市菖蒲町菖蒲85-1 TEL0480-87-1377

中学校における武道必修化に伴う 中学校武道の安全対策及びケガや 事故への対応について〈柔道〉

平成24年度中学校柔道指導安全講習会

平成24年11月13日(火)14:30～16:30

鴻巣市文化センター(クレア鴻巣)

埼玉県医師会健康スポーツ医会

北本整形外科 柴田輝明

平成24年11月28日(水)14:30～16:30 国立女性教育会館

平成24年11月29日(木) 14:30～16:30 皆野町文化会館

平成24年11月22日(木) 14:30～16:30 菖蒲文化会館

学校保健課題解決支援事業(新規事業) 埼玉県運動器検診

埼玉県医師会会長 様

埼玉県教育委員会教育長

平成24年度学校保健課題解決支援事業における指導者の
推薦について（依頼）

学校健康教育の推進につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、平成24年度学校保健課題解決支援事業において、学校保健連絡協議会を開催し、学校保健支援班として川口市及び鴻巣市へ指導者を派遣させていただきますこととなりました。

つきましては、別添資料を参考にいただき、下記により医師を御推薦くださるようお願いいたします。

記

- 1 推薦人数 医師（学校保健支援班）各1～2名
- 2 実施日 平成25年1月までに各1回（詳細は後日相談）
- 3 派遣先 川口市・鴻巣市
- 4 指導内容 川口市：睡眠について
鴻巣市：運動器検診について
- 5 報告期日 9月20日（木）までに、別紙により
県立学校部保健体育課あて御提出ください。（FAX可）

埼玉県教育局県立学校部保健体育課
健康教育担当 若松 洋子
電話 048-830-6963
FAX 048-830-4971

学校保健課題解決支援事業(新規事業)

埼玉県における現代的な健康課題への対応

(文部科学省委託事業)

- ・社会環境や生活環境の急激な変化により、子どもたちの心身の健康課題が多様化、深刻化している。
- ・現代的な健康課題の解決を図るには、社会全体での取組、地域連携が重要である。

学校保健連絡協議会

【構成員10名】
専門医・保健医療部職員
学校関係者・教育局職員

地域における課題の把握
①感染症(麻しん・結核)②アレルギー疾患
③運動器機能不全 など

支援体制・支援方針の協議、検討

学校保健支援班派遣

【構成員】
専門医・地域保健所職員
学校職員等

課題解決に向けた取組の実施

支援結果についての報告

学校保健連絡協議会

県教育委員会から
全県へ発信

支援結果について
の効果検証

【学校保健支援班派遣活動イメージ】

学校保健支援班(県内2地域)



- ・健康相談
- ・個別検診
- ・地域学校保健委員会参加
- ・教職員研修
- ・保護者向け講演会 等
- ・地域学校保健会等での指導・助言
- ・学校における児童生徒、保護者への支援

学校家庭地域 全体で 子どもたちの豊かな心と健やかな体を育成する

平成24年度

「学校保健課題解決支援事業（文部科学省委託事業）」における講演会実施要項

1 趣 旨

児童生徒の心身の健康問題の解決を図るには、社会全体での取組が重要であることから、県内の地域単位の学校等において、「学校保健課題解決支援事業」を実施する。各地域に学校保健支援班を派遣し、地域における課題に対し指導助言をすることで、学校・家庭・地域全体で、子供たちの豊かな心と健やかな体を育成するための支援を行う。

2 主 催

埼玉県教育委員会

3 日 時

平成24年12月5日（水） 15時30分～16時35分

4 会 場

鴻巣市箕田公民館 講座室1・2
鴻巣市稲荷町26-32
TEL 048-596-0602

5 対 象

鴻巣市立赤見台第二小学校及び鴻巣市立赤見台中学校の
教職員・学校医・保護者等

6 学校保健支援班
<指導助言者>

北本整形外科	柴田 輝明	医師
行田市立太田中学校	廣田 浩美	養護教諭
鴻巣市教育委員会	松本 嘉章	指導主事
埼玉県教育委員会	若松 洋子	指導主事

7 日 程

15:15	15:30	15:35	15:50					16:30	16:35
受付	開 会	講話		講		義			閉 会

8 内 容

(1) 講 話「就学時健康診断に求めるもの」

学校保健支援班
行田市立太田中学校 養護教諭 廣田 浩美 氏

(2) 講 義「埼玉県における学校での運動器検診について」

学校保健支援班
北本整形外科 整形外科医 柴田 輝明 氏

まとめ

- 中学校保健体育武道授業中発生した急性期外傷や内科的疾患、武道授業の後で生徒が訴えた外傷や、スポーツ障害等が発生した時は、各専門医師を中心に病・医院にかかり早期診断と早期治療を行い、武道を含めた運動・スポーツに早期復帰する事、また予防のための体制づくりが急ぐ事とされます。都道府県教育委員会、地域教育委員会や学校校長養護教諭、体育教諭、外部武道指導者と都道府県医師会学校医会運動器検診委員会との密なる協力が重要なポイントになります。

最後に

- 今後、学校保健医、脳外科医や運動器傷害を専門とする運動器専門医、健康スポーツ医、内科、小児科、眼科等武道に伴う疾患の対応も含め検討する必要がある。平成24年度末にはその対応・対策を取っていききたいと考える。
- そして、日本医師会から、文部科学省、各都道府県教育委員会、学校関係各位に以上に述べた中学校武道必修化の安全対策と傷害の予防と発生後の医療機関との連携の整備・充実の要請、御協力をお願いする。

ご清聴有難うございました。

